## 日立市後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県後期高齢者医療制度の被保険者(以下「被保険者」という。)が、疾病の早期発見により生活習慣を改善し、健康の保持増進を図るため、被保険者が受診する人間ドック及び脳ドック健康診査(以下「健診」という。)に対し日立市後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる健診の種類及び内容)

- 第2条 健診の種類は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 人間ドック健診
- (2) 脳ドック健診
- (3) 併診ドック健診(人間ドック及び脳ドック)(以下「併診ドック健診」という。)
- 2 健診の内容は、健診機関において人間ドック、脳ドックと定義されるものであり、人間ドックについては別表の基礎項目の内容を含むものとする。

(補助対象となる被保険者)

- 第3条 補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 受診日に茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者であり、市内に住民登録がある者又は日立市 の住所地特例の適用を受けている者
- (2) 健診を受けようとする日の属する年度の前年度までの後期高齢者医療保険料を完納している者
- (3) 人間ドックについては、日立市及び茨城県後期高齢者医療広域連合が当該者の健診結果の提供を 受けること及び健診結果を保健指導等に活用することに同意する者
- 2 補助対象者の人数は、予算の範囲内とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被保険者1人につき17,000円を限度額とする。なお、検査費用が限度額に達しない場合は、その費用を限度額とする。

(健診機関)

- 第5条 健診機関は指定しない。ただし、次の各号の条件を全て満たし、市と協定を結んだ健診機関については、協定締結健診機関とする。協定締結健診機関以外の健診機関については一般健診機関とする。
- (1) 人間ドックについて、第2条で定める健診内容を実施できる環境設備が整っていること。
- (2) 人間ドックについて、健診結果を市長に報告することについて同意すること。
- (3) 受診者が自己負担額で受診し、市長に対して補助金の代理請求ができること。

(補助の制限)

- 第6条 同一年度内において補助を受けることができるのは、人間ドック健診、脳ドック健診又は併診 ドック健診のいずれか1つとし、回数は被保険者1人につき1回とする。
- 2 この要綱により補助金の交付を受けて人間ドック健診又は併診ドック健診を受診する者は、当該年度に市が実施する後期高齢者の健康診査(集団検診、医療機関健診)を受診してはならない。
- 3 この要綱により過去に脳ドック健診又は併診ドック健診の補助金の交付を受けた者は、その受診日から3年を経過した日の属する年度以降でなければ、当該補助金の交付を受けることができない。

(補助の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者という。」)は、健診機関に予約をした上で、 後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査補助金交付申請書(様式第1号)を申請期限ま でに市長に提出しなければならない。
- 2 申請期限については、原則として受診する日の属する月の3か月前の末日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない事情がある場合には、健診受診後に補助の申請をすることができる。この場合において、申請者は、第1項に規定する申請書に次の各号に定めるものを添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 健診機関が発行する領収書
- (2) 別表の基礎項目を含む健診結果(脳ドックの健診結果は除く。)
- (3) その他市長が定めるもの

(補助の決定等)

- 第8条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、 補助金の交付を決定し、後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査補助金交付決定通知書 (様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 2 申請者は、決定通知書を紛失した場合には、原則として受診日の2週間前までは、後期高齢者医療 保険人間ドック及び脳ドック健康診査補助金交付決定通知書再交付申請書(様式第3号)を提出し、 決定通知書の再交付を受けるものとする。
- 3 市長は、交付しないことを決定したときは、後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査 補助金交付却下通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(受診)

第9条 決定通知書の交付を受けた者で協定締結健診機関で受診をする者(第7条第3項の規定により 健診受診後に補助の申請をした者を除く。)(以下「協定締結健診機関受診者」という。)は、自ら予約 した協定締結健診機関を受診し、健診受診時には、決定通知書を受診した協定締結健診機関に提出す るとともに、健診に要する費用から補助金を控除した額を健診機関に支払わなければならない。

- 2 決定通知書の交付を受けた者で一般健診機関で受診をする者(第7条第3項の規定により健診受診 後に補助の申請をした者を除く。)(以下「一般健診機関受診者」)は、自ら予約した一般健診機関を受 診し、健診に要する費用全額を受診した一般健診機関に支払わなければならない。
- 3 協定締結健診機関受診者及び一般健診機関受診者は、受診者の都合又は健診機関の都合により決定 通知書に記載の受診予定日が変更となった場合には、受診予定日の翌々月の末日又は受診予定日の属 する年度の末日のいずれか早い日までは、様式第2号の委任状欄に実際の受診日を記入することによ り、受診予定日に代えることができる。
- 4 協定締結健診機関受診者及び一般健診機関受診者が受診しないときは、後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査補助金交付辞退届出書(様式第5号)に決定通知書を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金の返還)

- 第10条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を 返還させることができる。
- (1) 人間ドック健診又は併診ドック健診の補助金を交付された者が当該年度中に市が実施する後期高齢者の健康診査(集団健診、医療機関健診)を受診したとき。
- (2) 受診日に日立市の被保険者でないことが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第11条 協定締結健診機関受診者は、補助金の請求と受領について受診した協定締結健診機関の長に 委任するものとする。

(補助金の支払等)

- 第12条 協定締結健診機関の長は、前条の規定により委任を受けた者に対する補助金の請求をしようとするときは、後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査協定締結健診機関補助金請求書 (様式第6号)に次の各号に定めるものを添付して、原則として受診予定日又は第9条第3項の規定による変更後の受診日(以下「実際の受診日」という。)の属する月の翌月10日までに市長に補助金の請求をするものとする。
- (1) 後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査実績報告書(様式第7号)
- (2) 受診者の決定通知書
- (3) その他市長が定めるもの
- 2 市長は、前項の請求があったときは、原則として請求があった月の末日までに協定締結健診機関の 長に補助金を支払うものとする。
- 3 協定締結健診機関の長は、別表の基礎項目を含む受診者の健診結果(脳ドックの健診結果は除く。) を、原則として実際の受診日の属する月の翌月20日までに市長に提出するものとする。

- 4 一般健診機関受診者は、後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査一般補助金請求書 (様式第8号)(以下この条において「請求書」という。)に次の各号に定めるものを添付して、原則として実際の受診日の属する月の翌月20日までに市長に補助金の請求をするものとする。
- (1) 健診機関が発行する領収書
- (2) 別表の基礎項目を含む健診結果(脳ドックの健診結果は除く。)
- (3) その他市長が定めるもの
- 5 市長は、前項の請求があったときは、原則として請求があった月の翌月末日までに受診者に補助金を支払い、後期高齢者医療保険人間ドック及び脳ドック健康診査補助金振込通知書(様式第9号)により通知するものとする。
- 6 第7条第3項の規定により健診受診後に補助の申請をし、決定通知書の交付を受けた者は、同条第 4項の規定に定める請求手続に基づき、速やかに市長に補助金の請求をするものとする。

(健康管理)

- 第13条 受診者は、健診結果に基づいた医師等の指導を尊重し、自ら積極的に健康管理に努めるものとする。
- 2 受診者は、健診機関の長が健診結果を市長に提出することに同意し、その結果保健指導の対象となった場合は、保健指導を受け、生活習慣の改善に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際、現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

## 別表

	1	
基礎項目	問診	既住歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)若
		しくは後期高齢者の質問票の項目に係る調査のいずれか、又は両方
		自覚症状及び他覚症状の検査
	身体計測	身長
		体重
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL コレステロール
		LDL コレステロール又は Non―HDL コレステロール
	肝機能検査	GOT
		GPT
		γ−GTP
	血糖検査	空腹時血糖値、HbA1c 又は随時血糖
	尿検査	尿糖
		尿蛋白